

☆ 利用料金表（医療療養病棟） ☆

<基本料金>

◆入院費（一部負担金）

令和6年6月1日改正分

		日額		月額	
入院費 (負担金)	70歳未満	所得区分 ア	/		(限度額) 252,600円 + (医療費-842,000円) × 1% 〈多数該当140,100円〉 ※ 3
		所得区分 イ			(限度額) 167,400円 + (医療費-558,000円) × 1% 〈多数該当93,000円〉 ※ 3
		所得区分 ウ			(限度額) 80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% 〈多数該当44,400円〉 ※ 3
		所得区分 エ			(限度額) 57,600円 〈多数該当44,400円〉 ※ 3
		所得区分 オ			(限度額) 35,400円 〈多数該当24,600円〉 ※ 3
食事 負担金	医療区分1	通常	490円	(1食)	44,100円
		所得区分 オ	230円※1		20,700円
	医療区分2・3	通常	490円※2		44,100円
		所得区分 オ	230円※1		20,700円
居住費	※ 4	370円	11,100円		

※ 1 65歳未満の方で入院期間が90日超えの方は180円。

65歳以上の方で入院期間が90日超えの医療区分2・3の方は180円。

※ 2 指定難病受給者証をお持ちの方は280円。

※ 3 限度額に年三回以上該当した場合、四回目からこの金額になります。

※ 4 65歳未満の方・指定難病受給者証をお持ちの方は0円。

- ・ 月額30日として計算しています。(月によって、金額が増減致します。)
- ・ 上記金額以外に必要な処置・指導料等が加算される場合があります。

☆ 利用料金表（医療療養病棟） ☆

<基本料金>

◆入院費（一部負担金）

令和6年6月1日改正分

		日額		月額		
入院費 (負担金)	70歳以上	一定以上所得者 Ⅲ (3割)	/		(限度額) 252,600円 + (医療費-842,000円) × 1% 〈多数該当 140,100円〉 ※ 4	
		一定以上所得者 Ⅱ (3割)			(限度額) 167,400円 + (医療費-558,000円) × 1% 〈多数該当 93,000円〉 ※ 4	
		一定以上所得者 Ⅰ (3割)			(限度額) 80,100円 + (医療費-267,000円) × 1% 〈多数該当 44,400円〉 ※ 4	
		通常 (2割) ※1			(限度額) 57,600円 〈多数該当 44,400円〉 ※ 4	
		通常 (1割)				
		区分Ⅱ			〈限度額〉 24,600円/月	
		区分Ⅰ			〈限度額〉 15,000円/月	
食事 負担金	医療区分1	通常	490円	(1食)	44,100円	
		区分Ⅱ	230円		20,700円	
		区分Ⅰ	②		140円	12,600円
			①		110円	9,900円
	医療区分2・3	通常	490円※2		44,100円	
		区分Ⅱ	230円※3		20,700円	
区分Ⅰ	110円	9,900円				
居住費	※ 5	370円	11,100円			

※ 区分Ⅰ①：高齢福祉年金受給者
区分Ⅰ②：①以外の方
区分Ⅱ：市町村民税非課税世帯

※ 1 通常 (2割)：平成26年4月2日以降に70歳に達した、70歳以上75歳未満の方。

※ 2 指定難病受給者証をお持ちの方は280円。

※ 3 入院期間が90日超えの方は180円。

※ 4 限度額に年三回以上該当した場合、四回目からの金額は多数該当の金額となります。

※ 5 指定難病受給者証をお持ちの方・区分Ⅰ①の方は0円。

- ・ 月額30日として計算しています。(月によって、金額が増減致します。)
- ・ 上記金額以外に必要な処置・指導料等が加算される場合があります。